とうきょう さんぱい

第33巻第1号　通巻第308号
308
平成28年4月10日発行

総務委員会の協議事項等について

平成２８年度 許可申請に関する講習会（処理業許可・特管責任者）日程表

東京都　産業廃棄物担当等関係職員の人事異動
東京都環境公社　第三者評価制度について・説明会案内
全産廃連　廃棄物処理法改正に関する要望を提出
東京都　東京都資源循環・廃棄物処理計画を公表

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス・工場 → プラスチック・紙・繊維・木・金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・プラ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通して、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。

輸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良認定業者
ありあけこうぎょう
http://www.ak-net.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区亀戸2-8-25 TEL.03-3622-1911 FAX.03-3622-1919

環境負荷を低減し、よりクリーンな社会へ

砕石船積み風景

女子美術大学作画
当社砕石置場

わたしたちのとりくみ

資源を**再生する** / 省エネを**実行する** / **省燃費で**運転する / 会社周辺の環境を**整備する** / **グリーン購入を**心がける
etc

事業内容

●産業廃棄物処分業（コンクリート塊 破砕 2,040t/日）
●産業廃棄物収集運搬業（保管積替えを含む）
保管積替（汚泥、燃え殻、紙さい）
積替（上記外に廃油、廃プラ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
～陸上運搬はもちろん海上運搬も～
●汚染土壌の陸上海上輸送　●再生砕石、再生砂販売

日栄産業株式会社
～リサイクルポートの活用で資源の再生利用を促進～
〒143-0003 東京都大田区京浜島3丁目5番2号
TEL03-3790-7400 http://nichiei-sangyo.jp
ISO14001:2004取得
中間処理業 3-14-B0022
収集運搬業 3-14-C0027

CONTENTS

総務委員会の協議事項等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

東京都
東京都環境局 産業廃棄物担当等関係職員の人事異動 ・・・・・・・・・・ 7

東京都環境公社
第三者評価制度について・説明会案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

全国産業廃棄物連合会
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する要望を提出 ・・・・ 11

東京都環境局
東京都資源循環・廃棄物処理計画
ー Sustainable Design TOKYO ー【概要版】 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

平成２８年度 許可申請に関する講習会（処理業許可・特管責任者）**日程表**　※関東地域
ー 平成２８年４月～平成２９年３月 ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

委員会報告　（法制度検討委員会、多摩支部、医療廃棄物委員会、中間処理委員会、安全衛生推進委員会、青年部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 96 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
会員企業紹介　株式会社 浜田 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
講師余談・古代史散歩　応神天皇の謎、その墓は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
よろず相談　法律・それって不法投棄なの？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
お詫びと訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

総務委員会の協議事項等について

総務委員会（高橋会長／委員長、構成員：各委員会・部の委員長並びに部長）は、平成 28 年 3 月 22 日㈫ 14 時より協会会議室において委員会を開催し、平成 27 年度の各委員会・部の活動報告及び予算執行状況、平成 28 年度における委員会・部の実施予定事業及び収支予算、協会財政基盤の強化策等について協議を行った。

（取材 塩沢 美樹）

委員会開催風景

まず、各委員会･部の 27 年度活動とその成果、今後の予定等が報告された。引き続き、予算執行状況、28 年度の事業計画及び収支予算について報告された。

協会財政基盤の強化策については、①当面実施することと、②今後、調査・検討することに分けて協議された。当面実施する強化策は、収入増と経費削減の両面から検討し、収入増対策としては、新規加入会員の確保・マニフェスト・機関誌・研修会等が挙げられた。特に、電子マニフェストの普及により売上の減少が懸念されている紙マニフェスト販売について、代金引替販売方式の導入を検討していること、27 年度から開始した電子マニフェスト運用支援事業を、新規スキームによりさらに強化すること等が事務局より報告された。また、経費削減については、機関誌発行経費の削減が実施済みであることが報告された。

各委員会の 27 年度活動報告の概要は以下のとおり。

高橋 会長

乙顔 副会長

赤石 副会長

（１）総務委員会（高橋委員長）

事業計画や執行に関する基本的事項、協会の財政基盤強化など横断的事項について協議し、調整を行った。

分科会として法制度検討委員会は、第 3 期テーマの選定を含め、合宿方式による集中検討など熱心に活動を進め、その成果の一部は東京都への要望、全国産業廃棄物連合会が検討中である「廃棄物処理法等の見直しに関する意見」などに活かされた。

（２）広報委員会（乙顔委員長）

協会活動全般、業界情報、特に法制度関連事項･安全衛生関連事項について機関誌「とうきょうさんぱい」及び「協会ホームページ」を用いて会員向けに情報伝達した。委員会･部会活動については、主に活動主体のメンバーにその活動の詳細を報告願い、「とうきょうさんぱい」に記事として掲載した。広報委員の増員をはかったが、実現出来なかったため、今後は、機関誌での募集など、対策を検討していく。また、費用対効果の検証を行い、結果として一部の費用低減策を実行した。

（３）中間処理委員会（碩委員長）

収集運搬委員会と協力しながら、東京都との懇談会質疑事項や東京都予算に対する要望事項、廃棄物処理法改正に向けた意見等の抽出に参画してきた。なかでも、重点的に検討してきた「異物混入防止」対策については、収集運搬委員会や分科会（破砕･圧縮、中和・脱水、焼却）とも連携しながら、内容を一新した「異物混入防止のためのリーフレット」を、5 月に発行することができた。このリーフレットは、排出事業者の処理責任を前面に出した内容となった。今後は、効果等をフォローアップするとともに、新たな課題等についても検証し、更なる内容改善を図っていく。

その他の活動として、中間処理委員会は、京都市における家庭系有害廃棄物の回収（移動式拠点回収）を視察した。破砕・圧縮分科会は、大田区城南島にある高俊興業㈱、㈱アルフォの施設見学を実施した。中和・脱水分科会は、委員会企業の異物混入防止のための具体的な取組について情報共有するとともに、東京都廃棄物審議会「東京都廃棄物処理計画の改定について」の最終答申に向けたパブリックコメントの提出について必要な調整を行なった。焼却分科会は、東京都環境局の担当者を講師に招き、焼却炉定期

碩 常任理事

伊藤 常任理事

五十嵐 常任理事

加藤 常任理事

点検に係る注意事項等について知見を深めた。

今後の活動としては、水銀に関する水俣条約の採択を踏まえ、新年度早々、関係処理業者を講師に、勉強会の開催等を予定している。

（４）安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

今年度は３回の委員会と３回の研修会を行った。

第１回は東京都トラック総合会館で「ドライブレコーダーを活用した交通事故防止セミナー」、第２回目、第３回目は東京労働局産業安全専門官・成田光志氏による「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策」を実施した。

また、安全週間や年初には安全衛生推進ポスターを会員各社に配布し、安全衛生の啓発に努めた。安全衛生表彰では５月の総会に１社２名の表彰を行った。また、会員から提出されたヒヤリハット事例をまとめた事例集作成に取り組み、28 年度中に発行する予定で、この事例集を活用した研修会の開催等も検討している。

今後は、①産廃業界に多い腰痛や転倒など全体的な視点で捉える労災防止、②収集運搬業に関係の深い交通事故防止、③中間処理場など施設の事故防止と、労働安全衛生の課題を３つに分け、収集運搬および中間処理の各委員会とも連携をとりながら、労働災害防止に向けた取組みを検討していく。

（５）医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

４月に「エボラ出血熱に関する勉強会」を開催し、当該疾病が日本で発生した場合の対応等について知見を得た。９月には東京・神奈川・静岡・千葉の１都３県で、昨年に引き続き第２回目の医療廃棄物合同懇談会を開催し、針刺し事故の対応や病院との連携など様々な意見が出た。28 年度は静岡で行う予定。

11 月には、当委員会初の試みである排出事業者向けセミナーを、63 名出席のもと開催した。テーマは、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの廣部充美氏、麻戸敏男氏による①「排出事業者責任による医療系廃棄物の処理と管理」②「電子マニフェストシステムについて」、芝田麻里弁護士による③「排出事業者責任を問われた事例に学ぶ」とし、参加者からは「契約書とマニフェストを照らし、見直しをする良い機会となった」、「排出事業者責任の重さを痛感した」などの感想が寄せられた。28 年度も内容を拡大して開催を継続する。

鈴木 常任理事

二木 理事

相川 青年部長

（６）収集運搬委員会（加藤委員長）

５回の委員会と１回の研修会を開催した。委員会では、運転手確保等についての情報交換、中間処理委員会との合同活動である「異物混入パンフレット」について、法制度改正に関して、業のあり方・広域化・再委託・欠格要件等について幅広く意見交換を行い、また、全産廃連のアンケート調査やタスクフォースに関する情報提供等を行った。

特筆すべきは、青年部と合同で開催した「交通事故防止研修」（講師：上西一美氏㈲ディ・クリエイト）で、大変好評だったため、継続していく。

今後の活動として、当協会会員の事故事例や委員各社の取組み事例を集め、専門家の意見等をふまえて事例集を作成し、会員向けに配布することなどを予定している。

（７）建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

２回の委員会と１回の施設見学会及び勉強会を実施した。

建設廃棄物に係る課題解決に向け、「一都三県建設混合廃棄物意見交換会」の開催（3 回）、東京都関係局や関係団体で構成する「再生砕石等の利用拡大に向けたプロジェクトチーム」に参加するとともに、当協会、（一社）東京建設業協会、（一社）東京建物解体協会の３団体合同の「再生砕石問題ワーキンググループ」に参画するなど、再生砕石の「東京ブランド」確立に向けた環境整備や調査研究等、積極的な活動を行った。

また、建設混合廃棄物の適正処理の推進について、（一社）日本建設業連合会、（一社）東京建設業協会、（一社）東京建物解体協会、（一社）住宅生産団体連合会と意見交換を実施した。今後も引続き、建設廃棄物の適正処理及び有効利用を促進するため、積極的な活動を行っていく。

（８）多摩支部（赤石支部長）

３つの委員会を設置して、以下の活動を行った。

６月の多摩支部会では、東京都と八王子市との意見交換会や適正処理の為の情報交換などを行うことを目的とした「多摩支部法制度検討委員会」設置の報告を行った。支部会後は、教育研修委員会主催による講演「2015 これからの産廃処理事業の動向と先進的な取組み事例」（講師：日報ビジネス㈱取締役・冨見田陽一氏）と、「多摩地区における最近の指導状況と今後の指導方針」（多摩環境事務所廃棄物対策課、八王子市廃棄

物対策課）をテーマに研修会を行った。コミュニケーション委員会主催の施設見学会では、9月に都築鋼産㈱館林工場を訪問した。また、多摩支部法制度検討委員会主催により、多摩環境事務所廃棄物対策課と八王子市廃棄物対策課との適正処理意見交換会を開催し、多摩地域での指導事例のほか、食品不適正処理などの排出事業者責任、解体残置物の対応等について意見交換を行った。

（９）青年部（相川部長）

環境活動として、4 月に「アースデイ東京 2015」への参加（7回目）、8月にエコツーリズム研修等を目的に「東京で遊ぼう・奥多摩 BBQ」（4回目）を実施した。また、県外交流の一環として、11 月には神奈川県青年部と共同で、鵠沼海岸（神奈川県藤沢市）においてビーチクリーンを実施した。

27 年度は研修委員会の活動を強化し、研修会の内容の充実を図るとともに、5回の研修会を開催した。なかでも、人材育成を目的に開催した「インバスケット研修会」（講師：山口和久氏 ㈱インバスケット研究所）は、講義を聴くだけでなく、問題を解いたり、テストされることにより、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上につながるといわれる「アウトプット型」の研修会で、「自分の潜在能力に気づくことができた」と大変好評だった。また、新春講演会「仕事力を上げる片付けの力」（講師：中山真由美氏 インブルーム㈱／お片付けコンシェルジュ）、パネルディスカッション「片付けビジネスのこれから」では、部員以外の当協会員企業にも案内したところ、約 80 名が参集し、多数の入部希望があった。

今後の活動として、東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、環境活動の一層の強化を目指して、都内の一斉清掃等を予定している。

(10) 女性部（二木部長）

4 つのチームがテーマを持って、全部員が参画する活動を実施した。

「環境教育チーム」は、環境展への出展をきっかけに、武蔵野大学の学生への業界説明等を行った。「研修会チーム」は、「契約書作成と印紙税」（講師：リーガルアドバイザーの芝田麻里弁護士）の勉強会を２回、「電子委託契約について」、「シナゴロジー～非言語コミュニケーション」（講師：セバスチャン・フランキ氏）を開催した。10 月には㈱クマクラ・石坂産業㈱の施設見学を行った。「社会貢献チーム」は、部員企業より回収したペットボトルのキャップの売却益で購入した大型絵本２冊を釜石市の教育委員会に寄贈した。「情報発信チーム」は、２月に品川の船宿・船清で関東地域協議会女性部会交流会を開催し、千葉、埼玉、群馬と連携を取りながら、女性ネットワークの拡大につながる活動を行った。

28 年度は、環境活動や社会貢献活動において、青年部との連携も視野に入れながら、活動内容の一層の充実を図っていく。

東京都

東京都環境局 産業廃棄物担当等関係職員の人事異動

○異動＜転出＞（平成２８年４月１日付）

新任職	現任職	氏名
交通局技術調整担当部長	環境局調整担当部長 （スーパーエコタウン担当部長兼務）	野崎慎一
環境局担当部長＜東京二十三区清掃一部事務組合派遣（板橋清掃工場長）＞	資源循環推進部計画課長（統括課長）	小林幹明
総務部アセスメント担当課長	資源循環推進部埋立調整担当課長	池田裕治
資源循環推進部計画課長（統括課長）	資源循環推進部産業廃棄物対策課長	藤井達男
資源循環推進部一般廃棄物対策課長	資源循環推進部不法投棄対策担当課長	新井進
交通局車両電気部局務担当課長 （統括課長） ＜志村車両検修場長＞	廃棄物埋立管理事務所オリンピック・パラリンピック施設調整担当課長（統括課長） （総務部調整担当課長兼務）	相田行雄
総務部人事担当課長	多摩環境事務所廃棄物対策課長	渡邊昇
廃棄物埋立管理事務所課長代理 （埋立指導担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査係長）	須田邦義
廃棄物埋立管理事務所課長代理 （広報・連絡調整担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（PCB 処理対策担当）	中村陽子
警視庁	資源循環推進部産業廃棄物対策課 統括課長代理（課務担当）	清水義和

○異動＜転入＞（平成２８年４月１日付）

新任職	現任職	氏名
環境局調整担当部長 （スーパーエコタウン担当部長兼務）	環境局担当部長＜東京二十三区清掃一部事務組合派遣（板橋清掃工場長）＞	風祭英人
資源循環推進部埋立調整担当課長	資源循環推進部局務担当課長 （廃棄物埋立管理事務所長）	吉澤真由美
資源循環推進部産業廃棄物対策課長	資源循環推進部一般廃棄物対策課長	須賀隆行
資源循環推進部不法投棄対策担当課長	地球環境エネルギー部中小規模事業所対策担当課長	上田一彦
資源循環推進部局務担当課長 （廃棄物埋立管理事務所長）	総務部局務担当課長 （多摩環境事務所管理課長）	梅村清
廃棄物埋立管理事務所オリンピック・パラリンピック施設調整担当課長	下水道局総務部広報サービス課 統括課長代理（技術相談担当）	高橋由浩
多摩環境事務所廃棄物対策課長	荒川都税事務所事業税課長	吉田茂幸
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（不法投棄対策担当）	鈴木鉄光
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	多摩環境事務所廃棄物対策課 課長代理（審査係長）	櫻井聖二
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（PCB 処理対策担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	井上毅
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（不法投棄対策担当）	環境改善部化学物質対策課 課長代理（有害化学物質調査係長）	安江裕之
資源循環推進部産業廃棄物対策課 統括課長代理（課務担当）	警視庁	高橋正寿

（公財）東京都環境公社 優良性認定評価室より

平成 27 年度優良性基準適合認定制度における評価項目別取得率の傾向と課題

評価委員会の様子

平成 27 年 12 月 3 日、公益財団法人東京都環境公社の本社会議室において、平成 27 年度申請者の、評価基準への適合の可否を決定する第三者評価機関評価委員会を開催いたしました。

判定の結果は、既に東京都環境局及び公益財団法人東京都環境公社のホームページで公表しているとおり、平成 27 年度に申請のあった 81 社全てが適合と判定されました。

評価委員会は、適合の可否の判定のほか、制度の一層の充実を図るため、事務局から主な評価項目における取得率の傾向と課題について報告し、有識者である評価委員の助言を得る場でもあります。

そのなかから代表的な項目について、取得率の傾向と課題及び対策をご紹介するほか、制度の充実に向けた取り組みをお知らせします。

平成 28 年度に更新を控えている方は、一層のレベルアップに向けての参考に、また、未だ認定を受けていない方は、新規申請に向けての検討材料としていただければと思います。

■インターネット情報公開

○ 取　得　率

①会社概要	エキスパート	98%	プロフェッショナル	73%
②施設及び処理状況	エキスパート	94%	プロフェッショナル	61%

○ 傾　　向

産廃エキスパートの取得率が高く、これは、情報公開が優良な事業者としての必須要件との認識が定着しつつあるためと思われる。

○ 課題と対応

取得率は比較的高いが、会社概要等の基礎情報のみを掲載する事業者が依然として多く見受けられる。排出事業者が処理事業者を選定するために必要とする財務諸表や処理実績、施設の規模などの情報を提供することは、優良な事業者として、欠かせない要件である。

説明会では、情報公開の重要性を伝えながら、「産廃情報ネット」の活用などの具体的方法を周知していくことを委員会に報告した。

■労働安全衛生組織、労災防止、無事故

○ 取　得　率

①労働安全衛生組織	エキスパート	100%	プロフェッショナル	100%
②労災防止	エキスパート	98%	プロフェッショナル	100%
③無事故	エキスパート	80%	プロフェッショナル	89%

○ 傾　　向

労働安全衛生組織の設置、労災防止の取組みは、近年、高い取得率を維持している。

○ 課題と対応

無事故の取得率は、上昇傾向にあるが、他の業界に比べて比較的低いため、産業廃棄物処理業界をあげて安全衛生の向上に取り組んでいることから、平成 27 年度から、「労働災害が起きていない旨の自己申告書」の提出がない場合は、労働安全衛生組織の設置を必須としたことを、委員会に報告した。

■企業の社会的責任体制（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　43%

○ 傾　　向

依然として、低調な取得率となっている。得点した事業者のなかでは、中小企業でも取り組みやすい「エコアクション 21」を活用し、「環境活動レポート」を公表しているケースが多く見られる。

○ 課題と対応

自らが社会に及ぼす影響の責任と自社の強みを活かした社会的課題の解決などから、自社の信頼性向上につながる取組みであるＣＳＲへの意識が多くの企業で高まっている。このことから、産業廃棄物処理業界における取得率を高めていくことが重要である。

しかし、多くの事業者が、評価となる環境報告書等を公表するまでに至っていない。今後は、「企業の社会的責任体制」の充実が、優良な事業者に欠かせない取組みであることを説明会で周知していくことを委員会に報告した。

■技術の開発・研究（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　36%

○ 傾　　向

低調な取得率となっている。

○ 課題と対応

難しい取組みと受け取られ、取得を見送るケースが見受けられる。技術の開発・研究だけでなく、実務での改善、創意工夫も評価の対象となることを、引き続き説明会で周知していくことを委員会に報告した。

以上のような報告の後、評価委員の皆様からは、「制度の普及拡大には、更なる広報活動が必要なのではないか。」「排出事業者が、より優良認定事業者を選定するインセンティブが必要なのではないか。」といった、貴重なご意見をいただきました。

事務局といたしましては、評価委員の皆様のご意見を踏まえ、都と連携し、当制度を充実させるための取組みを、進めてまいります。その一環として、優良認定を受けた事業者が、排出事業者から選定されるよう、平成 28 年 4 月 1 日から、WEB 上に優良認定事業者検索システムを公開しております。また、平成 27 年度から実施している「産業廃棄物処理業経営改善モデル事業」についても、対象を更新事業者まで拡大し、28 年度も引き続き実施いたします。

なお、次ページでご案内のとおり、更新および新規申請者向け説明会を 5 月に実施いたします。

説明会については、東京都環境局及び東京都環境公社ホームページでもご案内しています。

平成２８年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会を開催いたします！（参加費無料）

東京都の「優良性基準適合認定制度」とは、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として、都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度です。

昨今では、企業が廃棄物に対する社会的責任（CSR）を果たすことや環境配慮の取組への高まりなどから、優良な産業廃棄物処理業者の選定が求められています。

当制度の認定を取得し、貴社が優良事業者であることのアピールポイントとして、是非活用してください。

■申請説明会日程

	開　催　日	開催時間	会　　場
新規・更新申請者	平成 28 年 5 月 13 日 (金)	14:00 ～ 16:00	(公財) 東京都環境公社　本社会議室 東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8F
	平成 28 年 5 月 20 日 (金)		
新規申請者	平成 28 年 5 月 24 日 (火)		
申込方法	＊公社ホームページ（http://www.tokyokankyo.jp/）からお申し込みください。 ＊各開催日の定員になり次第、締切とさせていただきます。		

＊ 説明会では、実務担当者様に向け、申請書類の作成方法や注意点、評価のポイントなどを分かりやすく解説いたします。

優良認定取得に向けて専門家が経営改善を支援します！（無料）

当公社では、昨年度に引き続き、「産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業」を実施いたします。公社に登録されている中小企業診断士が、事業所を訪問し、指導・助言を行います。平成 28 年度申請予定の方は、ぜひお申込ください。**（費用は無料）**

～平成 28 年度から更新申請者もご利用いただけるようになりました～

○**募集期間**　第 1 回募集：平成 28 年 4 月 18 日（月）から 6 月 30 日（木）まで
○**予定件数**　10 件（予定件数に達した場合は、早く締め切ります。）
○**対象となる方**　東京都の「優良性基準適合認定制度」に、平成 28 年度に申請予定の産業廃棄物処理事業者で中小企業基本法上の中小企業者の方
○**支援の内容**
・優良性基準適合認定制度の申請に係る自己評価の支援
・法に定められた書類（契約書及びマニフェスト等）の整理
・インターネットでの適切な情報開示方法
・産廃エキスパート取得に向けた先進的な取組の支援など

問合せ先　説明会について　優良性認定評価室　TEL03-3644-1381
モデル事業について　環境事業部環境事業課　TEL03-3634-4030

全国産業廃棄物連合会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する要望を提出

全国産業廃棄物連合会は、廃棄物処理法の次期改正に関し、27 項目にわたる要望事項をとりまとめ、平成 28 年 3 月 31 日付けで環境省へ提出した。意見書の目次は次のとおり。

※具体的な要望事項については当協会ホームページをご覧ください。

ー廃棄物処理法等の見直しに関する意見の目次ー

＜廃棄物処理法関係＞
１．産業廃棄物処理業の許可等に関する要望事項　…　３頁
（１）産業廃棄物処理業の許可申請手続き等の一層の合理化及び効率化　【要望事項１～４】
（２）優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充等　【要望事項５～７】
（３）欠格要件の見直し　【要望事項８～９】
（４）廃棄物処理法における「選別」の業の行為としての明確化　【要望事項１０】
（５）保管に関する規制の見直し　【要望事項１１】
（６）産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し　【要望事項１２】
２．産業廃棄物処理施設の許可等に関する要望事項　…　９頁
（１）産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化　【要望事項１３】
（２）「移動式がれき類等破砕施設」の設置等に係る許可　【要望事項１４】
３．廃棄物区分及び品目分類等に関する要望事項　…　１０頁
（１）廃棄物品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化　【要望事項１５】
（２）特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃　【要望事項１６】
（３）地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設及び業種指定の撤廃　【要望事項１７】
（４）解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化　【要望事項１８】
４．再生利用の促進に関する要望事項　…　１２頁
（１）再生利用指定制度による再生資材等の広域利用の推進　【要望事項１９】
５．排出事業者責任の強化に関する要望事項　…　１３頁
（１）ＷＤＳガイドラインの委託基準化　【要望事項２０】
（２）契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化　【要望事項２１】
（３）産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底　【要望事項２２】
（４）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務等の徹底・強化　【要望事項２３】
６．産業廃棄物処理業者の資質向上への支援に関する要望事項　…　１５頁
（１）業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置　【要望事項２４】
７．地方ルールに関する要望事項　…　１５頁
（１）意見交換等の場の設定　【要望事項２５】
（２）条例等の関係情報プラットフォームの整備　【要望事項２６】
（３）「積み置き」の判断　【要望事項２７】

＜その他の関連法令＞
８．その他の関連法令に対する要望　…　１６頁
（１）建築基準法第５１条ただし書き許可に係る規制緩和　【要望事項２８】
（２）環境配慮契約法の強化　【要望事項２９】

東京都環境局

新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が平成28年3月30日付けで公表されました。

※計画概要、計画本文は、環境局ホームページにおいて御覧いただけます。

東京都資源循環・廃棄物処理計画

◆**位置付け**：廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画
◆**期間**：2016年度から2020年度までの５年間（2050年を見据えた2030年のビジョンを示す）

第１章　資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

１　資源利用の現状と課題

・世界の資源消費量の増加により、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少など環境影響が増大
・国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つに「持続可能な消費・生産」
・東京は大消費地であるだけでなく、企業の本社機能の約5割が集積

２　廃棄物処理の現状と課題

・事業系廃棄物や建設廃棄物などの資源化に課題
・廃棄物の最終処分量は2000年度比で大きく減少

３　今後の東京が直面する課題

・超高齢化・人口減社会の到来に伴い、ごみの分別や排出の困難等の懸念
・今後想定される首都直下地震等に対し、事前に処理体制を準備する必要

第２章　計画の基本的考え方

１　2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿

「世界一の環境都市・東京」の実現のために、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要

（１）持続可能な資源利用への転換
ー地球規模の環境負荷等の低減にむけて、先進国の大都市としての責任を果たすー

・資源ロス削減と循環的利用の推進により資源利用が使い捨て型から循環型に転換
・ストックの価値が重視され、ものを長く大切にする社会が実現
・低炭素・自然共生・循環型の製品等の選択を通じライフサイクル全体の環境負荷を低減
・再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環的利用が大きく前進

（２）良好な都市環境の次世代への継承
ー最適化された資源循環・廃棄物処理を目指すー

・最終処分場の延命化
・廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分における適正処理の実施
・環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムの確立
・超高齢化社会でも人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスの提供
・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施

２　多様な主体との連携

先進的な企業等、静脈ビジネス、都民・NGO/NPO、区市町村、九都県市等、国、海外諸都市など多様な主体との連携が不可欠

- Sustainable Design TOKYO -【概要版】

第３章　計画目標と指標

計画目標１　資源ロスの削減
計画目標２　「持続可能な調達」の普及
計画目標３　循環的利用の推進と最終処分量の削減
・一般廃棄物の再生利用率
2020年度　27%　2030年度　37%
・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度 2012年度比14%削減　　2030年度 2012年度比25%削減
計画目標４　適正かつ効率的な処理の推進
計画目標５　災害廃棄物の処理体制

第４章　主要な施策

施策１　資源ロスの削減
・食品ロス問題に取り組む企業やＮＧＯ／ＮＰＯ等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
・使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等）　など

施策２　エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進
・建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等）
・「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及

施策３　廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）
・区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル（3R）のルールづくり
・都市鉱山の活用（小型家電のリサイクル）
・焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
・リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等　など

施策４　廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
・区市町村への技術的支援の強化
・遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
・海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
・古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
・廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成　など

施策５　健全で信頼される静脈ビジネスの発展
・優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出事業者に周知
・スーパーエコタウン事業に関する情報発信　など

施策６　災害廃棄物対策
・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定

平成２８年度 許可申請に関する講習会（処理業許可・特管責任者）日程表　※関東地域

－　平成２８年４月 ～　　平成２９年３月　－

平成２８年度の「許可申請に関する講習会（処理業許可・特管責任者）」の日程が発表になりました。

受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。会員の方には受講の手引きを協会負担でお送り致します。

● Web での申込みも可能です。公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター　http://www.jwnet.or.jp/　からお申込みください。Web での申込みに限り、受講料金が５００円割引きになります。

●当協会のホームページより東京会場の空き状況等をご確認頂けます。http://www.tosankyo.or.jp/

新規許可申請講習会　産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

東　京	5月 17日 ～ 18日	山　梨	9月　8日 ～　9日	東　京	1月 17日 ～ 18日
茨　城	6月　7日 ～　8日	東　京	9月　8日 ～　9日	群　馬	2月　8日 ～　9日
東　京	6月 16日 ～ 17日	埼　玉	9月 13日 ～ 14日	埼　玉	2月　8日 ～　9日
群　馬	6月 29日 ～ 30日	神奈川	9月 29日 ～ 30日	神奈川	3月　7日 ～　8日
千　葉	7月 26日 ～ 27日	茨　城	10月　5日 ～　6日	東　京	3月　9日 ～ 10日
埼　玉	7月 26日 ～ 27日	東　京	11月 17日 ～ 18日	千　葉	3月 14日 ～ 15日
神奈川	7月 27日 ～ 28日	千　葉	11月 29日 ～ 30日		
栃　木	8月 30日 ～ 31日	埼　玉	12月　7日 ～　8日		

■ 処分課程

神奈川	5月 17日 ～ 19日	千　葉	12月　6日 ～　8日
埼　玉	8月　2日 ～　4日	茨　城	2月 14日 ～ 16日

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

神奈川	5月 17日 ～ 20日	千　葉	12月　6日 ～　9日
埼　玉	8月　2日 ～　5日	茨　城	2月 14日 ～ 17日

新規許可申請講習会　特別管理産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

栃　木	5月 31日~6月2日	埼　玉	10月 25日 ～ 27日
東　京	10月 12日 ～ 14日	神奈川	2月　7日 ～　8日

■ 処分課程

千　葉	6月 20日 ～ 23日

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

千　葉	6月 20日 ～ 24日

更新許可講習会（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物　共通）

◆ 収集・運搬課程

東　京	4月　22日	神奈川	8月　25日	神奈川	12月　20日
東　京	5月　13日	栃　木	9月　1日	東　京	1月　13日
千　葉	5月　26日	東　京	9月　2日	千　葉	1月　24日
東　京	6月　3日	千　葉	9月　6日	栃　木	1月　26日
栃　木	6月　3日	茨　城	10月　7日	埼　玉	1月　27日
埼　玉	6月　8日	神奈川	10月　27日	群　馬	2月　10日
神奈川	6月　29日	埼　玉	10月　28日	埼　玉	3月　2日
茨　城	7月　27日	群　馬	12月　1日	東　京	3月　3日
千　葉	7月　28日	東　京	12月　2日	茨　城	3月　7日
山　梨	8月　4日	茨　城	12月　14日	神奈川	3月　9日
群　馬	8月　18日	千　葉	12月　15日	千　葉	3月　16日

◆ 処分課程　（収集・運搬課程を追加して受講する事が出来ます）

千　葉	5月 24日 ～ 25日	神奈川	11月　8日 ～　9日	群　馬	3月　2日 ～　3日
栃　木	7月　5日 ～　6日	埼　玉	1月 25日 ～ 26日		

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

東　京	4月　21日	群　馬	8月　19日	千　葉	12月　16日
東　京	5月　12日	神奈川	8月　26日	神奈川	12月　21日
千　葉	5月　27日	東　京	9月　1日	東　京	1月　12日
東　京	6月　2日	千　葉	9月　7日	千　葉	1月　25日
茨　城	6月　9日	東　京	10月　6日	栃　木	1月　25日
東　京	6月　15日	東　京	10月　7日	神奈川	2月　10日
神奈川	6月　30日	神奈川	10月　28日	埼　玉	2月　10日
東　京	7月　7日	東　京	11月　1日	東　京	2月　16日
栃　木	7月　7日	東　京	11月　2日	東　京	2月　17日
東　京	7月　8日	千　葉	11月　8日	東　京	3月　2日
茨　城	7月　28日	神奈川	11月　10日	埼　玉	3月　3日
埼　玉	7月　28日	東　京	12月　1日	茨　城	3月　8日
千　葉	7月　29日	群　馬	12月　2日	神奈川	3月　10日
神奈川	7月　29日	埼　玉	12月　9日	千　葉	3月　17日
山　梨	8月　5日	茨　城	12月　15日		

委員会報告

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成28年3月1日㈫15時より、8名の委員とオブザーバー1名（弁護士 芝田麻里氏）により開催した。

今回も、前回に引き続き東産協版のマニフェストQ&A集作成について検討した。前回の討議の中でまとめた質問事項(Q)の中で多かった「専ら物」について、活発な議論がなされた。

なお、継続討議が必要となり、3月31日㈭15時より協会会議室にて、再度委員会を開催し、引き続き、東産協版マニフェストQ&A集の作成を検討した。前回の委員会にて抽出した質問事項(Q)に対する回答を記載した事務局作成のたたき台をベースに、各委員が担当する課題を持ち帰り、改めて質問事項を整理することとした。

多摩支部（赤石支部長）

平成28年3月2日㈬14時より、13名の幹事により開催した。議題は、多摩支部平成28年度活動計画についてである。

まず、教育研修委員会の活動として、例年通り6月に研修会を開催することとなった。労災問題をテーマの候補とし、日程は今後調整していく。

次に、コミュニケーション委員会の活動について検討した結果、施設見学会を実行することとなった。日程は9月2日～3日とし、詳細については、次回の多摩支部会にて検討することとなった。また、4月5日に第1回多摩支部ゴルフコンペを開催することも決定した。

最後に、多摩支部法制度検討委員会の活動として、八王子市と八王子市の処理業者との連携を深める為に、東産協に入会していない中間処理業者・保管施設を所有している業者に声かけをし、活動の輪を広げていくこととなった。

なお、当日は、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課と八王子市資源循環部廃棄物対策課との適正処理意見交換会が行われ、有意義な意見交換がなされた。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成28年3月3日㈭15時より、8名の委員により開催した。

最初に11月に開催された排出事業者向けセミナーについて報告があった。出席者は63名にのぼり、アンケートの結果、講義内容は概ね好評で「悪い」という評価はゼロであった。勉強になった・参考になったというコメントが多く見受けられたが、もっと事例を知りたいという声も数件あった。28年度の同セミナーは11月上旬の開催を予定し、より良いセミナーにするため検討していく事になった。

次に28年度の活動計画が話し合われ、委員会開催を4月・6月・7月・8月・10月・2月・3月、医療廃棄物懇談会を9月、排出事業者向けセミナーを11月に開催する予定とした。

次回の委員会は4月27日㈬15時より開催する。

中間処理委員会（碩委員長）

平成28年3月4日㈮より10名の委員が参加し、来年度の事業計画を踏まえ、活動計画を決定した。

決定事項

- 平成28年4月19日㈫、今般の廃水銀の特別管理産業廃棄物への指定を受け、水銀の取扱いに関する勉強会を開催する。（協会会議室にて委員、各分科会メンバー）終了後委員会を開催する。
- 委員会は、7月、12月、3月に開催する。
- 焼却分科会より、10月頃に低濃度PCB処理施設の見学を予定しているとの報告があったことから、候補施設の中から調整することとした。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成28年3月7日㈪15時より、7名の委員により開催した。議題は、①安全衛生表彰の推薦について②ヒヤリ・ハットまとめ集について③ヒヤリ・ハット事例の募集について④委員の追加・副委員長の新規任命についてである。

まず、安全衛生表彰についてであるが、28年度は会長賞の表彰候補事業所で1社、安全衛生推進委員長賞の表彰候補事業所で2社、表彰候補者で1名の推薦があった。審議の結果、1名3社全ての推薦書を常任理事会に諮ることとなった。

次に、ヒヤリ・ハットまとめ集の作成について検討した結果、阿部副委員長作成の『ヒヤリ・ハット事例集』の校正を進め、製本化を目指していくこととなった。

また、ヒヤリ・ハット事例収集のための募集方法を新たに検討していいくこととなった。

最後に、委員の追加・副委員長の新規委嘱について検討した結果、28年度の安全衛生表彰に推薦のあった会社からの委員の追加を検討していくこととなった。また、㈱五十嵐商会の西原委員を新規副委員長に委嘱することが決定した。

青年部（相川部長）

平成 28 年 3 月 16 日㈬ 15 時より、12 名の幹事により幹事会を開催した。

まず、総務委員会より 2 月分の収支報告があった。続いて研修委員会、コミュニケーション委員会から、東京国際フォーラムにて行われた青年部研修会と賀詞交歓会の開催概要及び今後の課題等について報告があった。また、4 月開催予定のアースデイ東京 2016 や、5 月に開催予定の研修会についても報告と協議が行われた。

相川部長からは関東ブロック幹事会・賀詞交歓会の報告、その他、2 月に仙台で行われた全国青年部スプリングカンファレンスについて報告があった。その他、新幹事候補ついて協議が行われ、決議した。また、これから行われる東京青年部や関東ブロック青年部の総会についても報告・協議が行われた。

次回の幹事会は、4 月 22 日㈮ 16 時よりアースデイ東京 2016 の設営会場にて行う予定。

お詫びと訂正

本誌第３０７号におきまして誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。正しくは下記の通りです。

○ 9 頁『平成 28 年度収支予算』 該当期間の表記

（誤）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

（正）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

○ 24 ～ 26 頁『女性部だより』 P24 本文内

（誤）株式会社ネクストスタンダート

（正）株式会社ネクストスタンダード

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 96

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	交差点の右折時、後方からバイクがすり抜けてきた為、接触しそうになった。	交差点での右左折時は徐行し、安全を確認してから走行する。
2	一般道路で	交差点進入時	ベビーカーを押した人が横断しているのを確認後に左折したら、歩道の段差にベビーカーが引っかかって止まっており、自車に巻き込むところだった。	横断歩行者が渡り終わったと思っても、一時停止して再度の確認をしてから発進する。
3	一般道路で	走行中	左へ車線変更する際、ミラーと目視で確認しウィンカーを点けてから行ったが、死角に入った車があり、接触しそうになったので直前で停止した。	目視しても死角に入ると限界があるので、アンダーミラー等の角度を変えて死角をなくす。
4	一般道路で	信号待ち	信号待ち中、前車のトラックがブレーキのかけ方が甘く、下がってきた為、接触しそうになった。	停止車間を十分にとる。前車の動きにも注意し、動いた時は早めのクラクションなどで注意を促す。
5	高速道路で	走行中	寝不足で走行中、ボーっとしてしまい隣の車線に寄っていき、他車に接触しそうになった。	しっかりと睡眠を取る。ボーっとしたら休憩を取る。
6	高速道路で	料金所進入時	ＥＴＣレーンの手前で、前の乗用車が急停止した為、追突しそうになった。	前車との車間距離を十分にとる。
7	現場で	作業中	重機旋回時に人と接触しそうになった。	旋回は視界の良い左旋回でゆっくりと旋回する。
8	現場で	出庫時	現場からの出庫時、誘導員の指示で出ようとした際、歩道を自転車が横切り、接触しそうになった。	誘導員の指示に従うだけではなく、必ず自分で確認する。場合によっては降車し、目視確認を自ら行う。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

会員企業紹介

株式会社 浜田
「京浜島エコロジセンター」を開設

http://www.kkhamada.com

今回ご紹介する企業は、「環境ソリューションのファーストコールカンパニー」をコンセプトに、産業廃棄物の分別処理、ゼロエミッションリサイクルを基本事業とする㈱浜田（本社：大阪府高槻市）です。同社は、スクラップ事業を皮切りに、産業廃棄物処理業、解体工事業など、顧客のニーズに応える形で、事業を拡大してきました。2008 年、東京市場に進出し、2013 年に「東京リサイクルセンター（江戸川区松江）」を、そして今年 4 月 1 日には「京浜島エコロジセンター（大田区京浜島）」を開設しました。

4 月 5 日㈫、同社の取引先（主に排出事業者）を招待して催された開所式におじゃましました。濵田篤介氏（代表取締役）の開会挨拶、丸木啓氏（常務取締役東京支社長）による工場案内、山本隆之氏（東京支社統括部長）による概要説明から、抜粋してご紹介します。

（取材　塩沢 美樹）

◆施設開設の経緯について

当社は、昇降機関係のお客様を中心に、少量多品種の産業廃棄物を一括して回収・分別することにより、付加価値を生み出すというビジネスモデルで事業を展開してまいりました。

廃棄物リサイクルの「ハブ」機能を持つ工場としてオープンした「東京リサイクルセンター」が、おかげさまで収容能力を超える見込となったため、新施設開設の準備を進め、このたび「京浜島エコロジセンター」を開設することができました。お客様から「こんなことはできないだろうか」といったリクエストにお応えしているうちに、当初は 2 台だった車両が、今では 12 台となり、従業員も東京支社全体で 30 人を超える大所帯となっております。

◆京浜島エコロジセンターとは

当施設の名称は「エコロジー」ではなく、「エコ（環境）」と「ロジスティクス（物流）」をかけあわせた造語です。

「エコロジ」には当施設のコンセプトが詰まっています。それは、①廃棄物のハブ機能にとどまらず、お客様の製品の保管・搬送も可能な動脈・静脈の一貫物流体制の実現、② 24 時間受入（予約制）や、契約から処分終了まで徹底した IT の導入により、業務効率化・見える化をサポート。お客様にとって、「とことん便利」を追求したロジスティクス機能を持つ拠点となることであり、従来より当社が掲げてきた「なんでも相談可能なリサイクルセンター」の進化形なのです。

会 社 概 要

❖**創　　業**　昭和 44 年　❖**代 表 者**　代表取締役 濵田 篤介　❖**資 本 金**　3,120 万円
❖**本　　社**　大阪府高槻市芥川町 2 － 24 － 5　tel 072-686-3500
❖**東京支社**　東京都港区赤坂 4 － 4 － 14 未来環境創造ビル 2 階　tel 03-6459-1352
❖**東京リサイクルセンター**　東京都江戸川区松江 5 － 19 － 8　tel 03-6456-0970
❖**京浜島エコロジセンター**　東京都大田区京浜島 2 － 7 － 5　tel 03-6412-9966

京浜島エコロジセンター正面

左から濵田社長、山本部長、丸木支社長

◆事業紹介

一般貨物自動車運送業、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業許可を取得し、「配送から廃棄まで」一貫した体制を整えました。製品配送と廃棄物処理の窓口を一本化することにより、現場担当者様の手間を軽減し、物流の効率化を図ることが可能です。

当施設の処分業許可内容は、「破砕」「切断」「圧縮梱包」の 3 種類です。「破砕」は、廃蛍光灯・廃電球類の破砕処理を行い、処理後は、専門業者において 99％リサイクルします。「切断」は、エスカレータの手すりベルト類、ワイヤーロープ類等、また「圧縮梱包」については、荷崩れ防止フィルム、ブルーシート等のかさばる廃プラスチック類や、紙くず・繊維くず・ゴムくず等を取扱います。

なお、本年 7 月頃には、一軸破砕機（木くずのチップ化）とクロスフローシュレッダー（パソコン・電子機器の破砕）の許可を取得予定です。

◆ 24 時間・ワンストップ

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、建設・解体工事の増加が見込まれる中、当施設をご活用いただくことで、夜間工事終了後の廃棄物を朝まで積み置きするリスクを無くし、搬入まで待機するドライバーのムダな残業が減らせます。

また、有価物から廃棄物まで、当施設 1 カ所で「いつでも」「なんでも」「少しでも」受入れが可能であることは、排出事業者の皆さまにとっても、大きなメリットではないでしょうか。

是非、当施設をうまくご活用いただければと思っております。

切断機の説明をする丸木支社長

施設見学風景　右奥は電子機器専用破砕機

講師余談・古代史散歩

応神天皇の謎、その墓は？

謎は陵墓まで：応神天皇　河内王朝の始祖王ともいわれ、日本の統一国家成立の謎の鍵を握る最重要人物の一人、応神天皇、出自も謎であったが、その陵墓も謎に包まれている。何しろ正史といわれる『日本書紀』には、応神天皇の陵墓に関する記載がないのだ。古事記の方には記載があり、それを手掛かりに応神天皇陵が定められているが、古代の天皇で日本書紀に陵墓の記述がないのは応神だけだ。日本第２位の墳長を誇る大阪府羽曳野市・誉田御廟山（こんだごびょうやま）古墳が応神天皇陵とされているだけに大変不可解だ。しかも、故森浩一同志社大名誉教授が、当初は間違いないだろうとしていたのに、のちに考古学的決め手を欠くと修正しているのだ。

応神陵＝誉田御廟山古墳　応神の墓とされる誉田御廟山古墳は、墳長425㍍、後円部の直径250㍍高さ35㍍、前方部幅300㍍、高さ36㍍。三段築成で二重の濠と堤を備え、前方部を北に配した巨大な前方後円墳だ（参考図：天皇陵の謎 149 頁）。地震か豪雨災害により一部が崩れてはいるが、ずんぐりした迫力のある形だ。大仙古墳（仁徳天皇陵）に次いで日本第２位と言われるが、墳丘の体積で見ると、ある考古学者によれば 1,433,960㎥もあり、仁徳天皇陵のそれを 28,094㎥上回る日本最大規模だという。約 100 年前に、応神天皇陵は４世紀末から５世紀初頭の築造とされ、古墳の編年の基準とされてきた。

しかし、森浩一氏は、この古墳が応神陵とされたのは 10 世紀に成立した『延喜式』に始まるもので、古墳自体の年代も円筒埴輪の編年や墳丘に見られる断層などから、古事記に基づく応神の崩御年とされる 394 年より約 100 年後のものとする。当然、誉田御廟山古墳は応神の墓ではないことになる。ところが今なお健在の大御所、白石太一郎氏は、近年の考古学的成果として応神陵から出土した須恵器は５世紀初めのもので、円筒埴輪の年代解釈も５世紀の第１四半期でよいとする。古代史ファンとして戸惑うのだが、ここはとりあえず、10 年後輩の白石太一郎氏に従ってみよう。

【参考図】

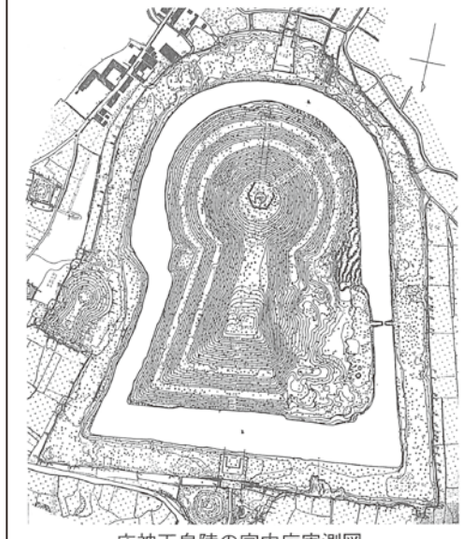

応神天皇陵の宮内庁実測図

応神の母も妃も巨大古墳!?　ところがここで不都合が出てくる。応神の母は神功皇后という強い女性で、北部九州の制圧や半島進出を成し遂げたとされる人物だ。したがってその陵墓も大きなもので、奈良盆地北部の佐紀古墳群の最大の五社神（ごさし）古墳：墳長 280㍍が神功皇后陵とされている。また応神の妃で、仁徳天皇の母である仲姫命（なかつひめ）の陵墓も巨大なもので、大阪府藤井寺市の古市古墳群にある仲津山古墳：墳長 290㍍が仲姫命陵とされている。いずれも、同時代の前方後円墳のなかでは他を圧する日本最大のもので、当然それは大王墓に該当するという。

最近では、200㍍以上の規模で同時代において最大のものは大王墓であるとする基準には例外もあるとする研究者もいるが、応神の妃の陵墓は、本当に妃のモノなのか、それとも大王墓なのか、大王墓とすれば誰（何天皇）の陵なのか。次から次へと謎は広がる。多くの古代史ファンは、図表の大型古墳の編年（『天皇陵の謎』156,157 頁）のようなものを見ながら様々な推理を試み、楽しみを広げていくことになる。

（古川 芳久）

*『天皇陵の謎』矢澤高太郎（2011 年文春新書）
*『古代史研究の最前線　天皇陵』洋泉社編集部編（2016 年洋泉社）

白石太一郎さんが作成した近畿中央部における大型古墳の編年

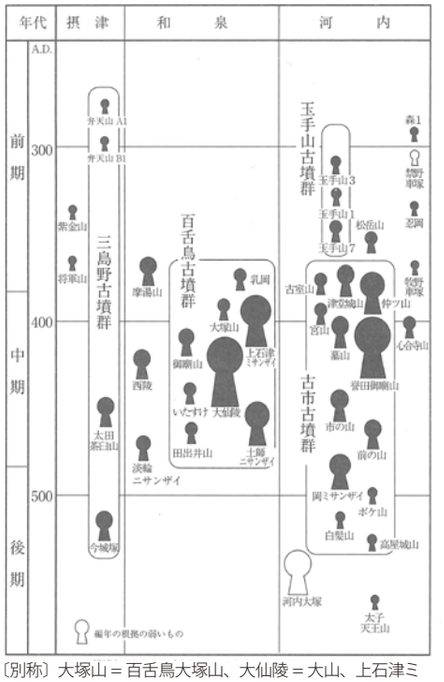

〔別称〕大塚山＝百舌鳥大塚山、大仙陵＝大山、上石津ミサンザイ＝石津丘、市の山＝市ノ山、誉田御廟山＝誉田山、前の山＝日本武尊白鳥陵、ボケ山＝野中ボケ山

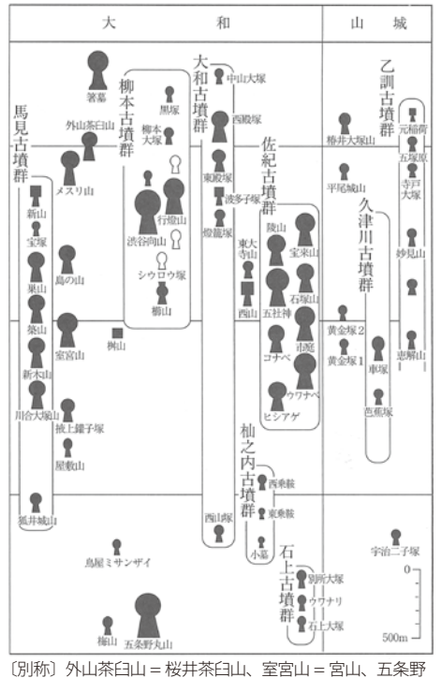

〔別称〕外山茶臼山＝桜井茶臼山、室宮山＝宮山、五条野丸山＝見瀬丸山、佐紀古墳群＝佐紀盾列古墳群、陵山＝佐紀陵山、ヒシアゲ＝ヒシアゲ山、石塚山＝佐紀石塚山、車塚＝久津川車塚

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

それって不法投棄なの？

～「うっかり」不法投棄を防ぐ～

Q　私の会社（A社）は産廃と一廃の収集運搬を行っている会社ですが、先日、ウチの社員（B）が不法投棄を行ったとのことで、警察より呼び出しを受けました。

話を聞いてみると、ウチの社員Bがパッカー車でゴミを収集運搬中、パッカー車内のタンクに溜まった汚水を、道路上で空けていたというのです。Bになんでそんなことをしたのかを聞くと、パッカー車のタンクの汚水がある程度溜まってしまうと、ゴミを投入する受け皿部分に汚水が溢れだし、ゴミを投入するときに汚水が跳ね上がるというのです。作業は深夜未明から早朝にかけて行いますが、早朝には通勤中のサラリーマンなどがパッカー車の横を通ります。通勤中のサラリーマンに汚水がかかっては申し訳ないということで、汚水が一定程度タンクに溜まって受け皿に溢れるようになると、タンク内の汚水を道路上の排水溝に空けていたというのです。

Bは非常に真面目な社員で、勤務態度も良く、良く気の付く社員だったのです。その良く気の付くところが災いしたともいえるのですが、本人は不法投棄に当たるとはまったく考えていなかったというのです。

このように本人に不法投棄に当たるという認識がなかった場合にも不法投棄が成立するのでしょうか（**Q．1**）。また、当社は社員の不法投棄によって何か処分を受けるでしょうか（**Q．2**）。このような事件を防ぐにはどうしたら良いのでしょうか（**Q．3**）。

解　説

1 「不法投棄」であるとの認識がなくても不法投棄（犯罪）が成立するか（Q．1）

⑴ 不法投棄とは

「不法投棄」とは、「みだりに廃棄物を捨てること」をいいます（廃棄物処理法１６条）。そして、不法投棄が成立するのは「わざと」不法投棄を行ったときだけで、過失で不法投棄を行ってしまったときには成立しません。

> 廃棄物処理法第１６条
> 「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

このように、「わざと」行った場合のみ成立する犯罪を「故意で（わざと）犯罪を行ったときのみ成立する犯罪」という意味で「故意犯」といい、過失によっても成立する犯罪を「過失犯」といいます。そして、過失犯の場合は、「過失により人を傷害した者は、３０万円以下の罰金又は科料に処する。」（刑法２０９条）というように過失犯処罰規定が設けられており、過失犯処罰規定がない場合には過失によっては犯罪は成立しません。

不法投棄については、過失犯処罰規定がありませんので、過失によって不法投棄を行った場合（例えば、トラックで廃棄物を運搬中、トラックの荷台に穴が開いていて荷台から廃棄物が落ちてしまったような場合）には不法投棄は成立しません。

⑵ 「不法投棄である」との認識がなかった場合故意があるといえるか

では、自分の行為が「不法投棄に当たる」とは考えていなかった場合、すなわち、「不法投棄である」との認識がなかった場合、不法投棄（罪）は成立するでしょうか。

この点、自分の行為が「不法投棄に当たる」というように、「自分の行為が犯罪行為に該当する」という認識を「違法性の意識」といい、自分の行為が犯罪行為に該当するとは認識していない場合、「違法性の意識」がないといいます。

私の行為は「不法投棄」に該当しない
↓
私の行為は違法ではない
↓
「違法性の意識」がない

そして、「違法性の意識」がない場合であっても、「法的評価を含まない事実」の認識さえあれば「故意」があるとされ、故意犯が成立します。なぜなら、「違法性の意識」は法律の正しい理解がないと持ちえない場合がありますが、「法律を正しく理解していない場合には、犯罪が成立しない」としてしまうと、法律を良く知っている人に犯罪が成立し、法律を知らない人には犯罪が成立しない、ということになって法律を良く知らない人の方が法律上保護されるというおかしな結論になってしまうからです。このように、法律を正しく理解していなくても、法律の規定を知らなくても、犯罪が成立することを「法は不知を許さず」という法格言で表すことがあります。

「法は不知を許さず」
↓
「違法性の意識」がなくても
「事実」の認識さえあれば故意犯は成立する

⑶ 本件の場合

本件の場合、Bは自己の行為が「不法投棄」に該当するとは考えておらず、「違法性の意識」がないといえますが、「法的評価を含まない事実」、すなわち「パッカー車の汚水タンクに溜まった汚水を道路上の排水溝に流す」という事実の認識さえあればBに不法投棄の故意が認められ、不法投棄罪が成立することになります。

そして、Bは上記の事実を認識してこれを行っているといえますから、Bには不法投棄が成立することになります。

② A社は社員Bの不法投棄によって何らかの処分を受けるか（Q．2）

Bの行為（不法投棄）が会社の方針などであった場合、A社は不法行為を指示した者（教唆者）、あるいは不法行為の正犯者として、A社自身について不法投棄が成立する可能性があります。しかしながら、A社がBの行為について何ら関わりを持っていなかった場合には、A社に不法投棄が成立することはありません。

もっとも、A社が社員に対して収集運搬の方法、あるいは不法投棄をしてはいけないこと、何が不法投棄に当たるのか等についてきちんとした指導を行っていなかった場合には、A社に対して行政指導ないし行政処分が行われる可能性があります。

ある廃油処理施設で爆発事故が起こった事例について、行政は、その廃棄物処理業者に対して９０日間の行政処分を行いましたが、その根拠は「その者の能力が産業廃棄物収集運搬業及び処分業を的確に行うに足りる知識及び技能を有することに適合しなくなったことによる」というものでした（法第１４条の３第２号）。このことは、「業を的確に行うに足りる知識及び技能（法第１４条第５項、第１０項第１号）を有しない」ということも行政処分の対象となりうるということを意味しており、A社が「業を的確に行うに足りる知識と技能」を社員に習得させていなかった場合には行政処分を受ける可能性があることになります。

「業を的確に行うに足りる知識及び技能を有しない」
ということ自体も行政処分の対象となり得る。

③ 事故防止の対策（Q．3）

まず、自社の事業の遂行上必要な知識と技術について社員に周知させる必要があります。本件の事例についてみれば、何が不法投棄に当たるのかについて社員に十分教育し、社員が「法を知らなかった」ということのないようにしなければなりません。そのためには、役員など指導に当たる者が法をよく理解しておくことが必要です。具体的には、業務上必要な手順、法的知識についてまとめた社内マニュアルを策定する、社員研修を行うなどの方法があるでしょう。社内で研修を行うのが難しい場合には外部の専門家に依頼して社員研修を行う方法もあります。

役員が法を知ること及び社員教育の重要性

協会の主な今後の日程

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
4	13	水	都議会自民党「再生砕石等の利用拡大に向けたPT」 １１：００～１２：００	都議会議事堂
			広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第２６回理事会　１４：３０～	協会会議室
	15	金	収集運搬委員会　１５：００～	協会会議室
	19	火	中間処理委員会　勉強会　１５：００～	協会会議室
	21	木	女性部　幹事会　１３：００～／　第12回定時総会・全体会　１５：００～	協会会議室
	22	金	平成２８年度関東地域協議会　１４：００～	青山ダイヤモンドホール
	26	火	常任理事会　１５：００～	協会会議室
	27	水	医療廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室
	28	木	法制度検討委員会　１６：００～	協会会議室
5	11	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第２７回理事会　１４：３０～	協会会議室
	13	金	安全衛生推進委員会　１５：００～	協会会議室
	18	水	青年部　幹事会　１０：３０～	協会会議室
	19	木	（女性部・予定日）	協会会議室
			法制度検討委員会　１０：００～	協会会議室
	24	火	全産廃連；　理事会	全産廃連会議室
	26	木	第４回定時総会・表彰式　１６：００～　／　懇親会　１８：００～	青山ダイヤモンドホール

抽選で QUO カードが当る！
お魚を探せ！表紙写真クイズのお知らせ

次号（第３０９号）より、表紙に「擬態」する生物の写真を掲載します。生物がどこに隠れているか、正解者の中から抽選で、毎号５名様に QUO カード 1,000 円分をプレゼントします。
※ただし、応募資格は当協会の正会員・賛助会員企業様に限らせていただきます。

表紙の言葉

●**今月の写真**：　ウォビゴン　〔学名：Eucrossorhinus(Orectolobus) dasypogon (Bleeker, 1867)　英名：Tasselled Wobbegong（タッセルド・ウォビゴン）〕
●**撮影者**:阿部 秀行 氏（協会専任相談員）　●**撮影地**:インドネシア（ラジャーアンパット）
●**分布**：インドネシア東部、パプアニューギニア、北オーストラリア　●**体長**：120cm
●**撮影者コメント**：底性サメの一種。日本ではオオセと呼ばれる底性サメに極めて近縁。オオセ類は口の周りにヒゲ状突起を持つのが特徴で、写真の魚はそのヒゲ状突起が極めて多く、また、平たくなった体型も目を引きます。ヒゲ状突起は触覚の役割を果たし、エサを探す際に使用します。昼間は動かず、基本的には待ち伏せ型の捕食をしますが、夜間は泳いで獲物を探すことが多いです。体長は、大きくても 1.2 メートルほど。この種は、気の荒い底性サメとして知られているようですが、いつもビロ～ンっ感じで寝ていました。

事務局だより

別れの3月が終わり、出会いの4月が始まった。気持ちも新たに、本年度も会長をはじめ役員諸氏、会員企業の皆様、事務局スタッフの力を借りながら、何とか乗り切っていきたいと思う。ご指導ご鞭撻の程宜しくお願いいたします。

中島みゆきのヒット曲「時代」に「まわるまわるよ 時代はまわる 喜び悲しみくり返し」、「めぐるめぐるよ 時代はめぐる 別れと出会いをくり返し」という一節がある。とても好きな部分だ。歌詞全体を一瞥すると、恋愛歌とも人生の応援歌とも受取れる。小職は、人間、「生」を受けてこの世に入場し、最終の退場までの間、「人生いろいろあるけど、いい方向にとらえて生きていきましょう」という意に解する。仕事もそういう心構えでやれということか(自戒を込めて)。

さて、当協会は、先月、東京都知事と「高病原性鳥インフルエンザ等発生時における緊急輸送業務協力に関する協定書」を締結した。当協会の役割は、一言で言うと「東京都が実施する緊急防疫業務の遂行上必要な、家きんの死体及び汚染物品を発生現場から焼却処分する施設まで輸送する」というものだ。今回の協定締結で、東京都との協定は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に加え2本目となる。国は今後、グリーン成長戦略の一環として産業廃棄物処理業界を「産業廃棄物の適正処理及び資源循環を担うインフラ産業として位置付けていく」としている。この二つは、「平時」は言うまでもなく、「非常時・緊急時」における当業界の「インフラ産業における専門家集団としての力量」を認める証拠品でもある。

災害と言えば、去る3月29日、政府の中央防災会議が、首都直下地震を想定した発生直後の国や自治体の対応の計画を公表した。計画は、救助・医療、物資輸送、帰宅困難者対策等6つの分野からなっている。救助には、被災首都圏の自治体を含め全国からの警察や消防等の応援部隊があたるとしている。東京だけで490万人となる帰宅困難者には、救助活動の妨げになることから、3日間は職場等に留まり、むやみに帰宅しないようにとのことである。東日本大震災の時もそうだった。大変な数の人達が、都心から郊外に延びる幹線道路を歩道はもとより車道まではみ出し家路を急いでいた。職場にも水や食料、簡易トイレ等の備蓄が必要となってくる。

一方、発災後、遷都でもないかぎり、幸いにして最終退場しなくて済んだ人々のためには、都市再生のための速やかな復旧・復興が急務となってくる。

環境省発表データでは、5年前の東日本大震災では、災害廃棄物が約2千万トン、津波堆積物が約1千万トン、合わせて約3千万トンが発生したとされている。このうち、広域処理にまわったのは可燃物が約1割、不燃混合物や魚網等が約5割となっている。

一方、発生が懸念される首都直下地震では、最大で災害廃棄物が約1億1千万トン、東日本大震災の約4倍近くに及ぶとしている。この量を処理するためには、既存の処理施設活用を前提に、関東ブロック内で焼却処理に3年から4年、埋立処分に8年から26年の年数を要するとしている。

政府の地震調査委員会は、首都直下地震が今から30年以内に70%の確立で起きると予測している。救出・救助活動が落ち着いた後、ガレキや危険物などの適正処理を担うのは、我々業界にほかならない。この分野で現在、国は国で、都は都で、東京23区は23区で、市町村は市町村で、それぞれに考えているのが現状だ。いざ「鎌倉」となれば即座に対応しなければならないが、普段からどこを見ておけばいいのか皆目検討がつかない。「その日」には誰かがリーダーシップを発揮するのだろうけれど、これでは、時代もいい方向にまわりまわって、めぐりめぐってはいかない。　（横手）

編集後記

今年の桜は開花後の天候の具合でしょうか、例年より長い時間楽しめたように感じました。

これからは気温も上昇し、まさに春爛漫の時期を迎えることとなります。桜は春の代表ですが、三多摩にはまだまだ昔の面影を残す河川の土手も多く、黄色、青色、紫色などが鮮やかな小さな花が咲き乱れています。人工的な華やかさも良いのですが、自然を愛でることも時には必要ではないでしょうか。

協会は間もなく年に一回となりました総会を開催します。近年は女性部の活動が活発になってきたことによるのでしょうか、女性の参加者も多く、一昔前の総会及びその後の懇親会と比べて、会そのものが華やかに感じられます。どうか皆さまには奮ってご参加下さい。

東京都の人事異動が順次行われています。資源循環推進部関係の方々も少なからず交代されています。

会員の皆様にも協会活動のなかで、新たな職員の方々と積極的に面談交流し、皆様の日常の業務活動を伝えることも重要なことではないでしょうか。

協会活動の平成28年度も、もうすでに1ヶ月経過します。今年度計画予算に関しましては先月号で内容をお知らせしました。内容について、ご理解頂いていることと想っています。

どうか今年は是非とも多彩な協会各種活動に積極的にご参加頂いて、協会がますます発展できるようご尽力頂ければ、幸いです。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第33巻　第1号　通巻第308号

平成28年4月10日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

JR東京駅 八重洲口

東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

歌舞伎座 屋上庭園

ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

ｶﾞﾗ陶破砕	360.0t/日
動残発酵	17.5t/日
動残混練発酵	5.8t/日

特 徴
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 1cm塊に破砕

②伐採樹木のﾁｯﾌﾟ化

③動植物性残さの発酵処理

製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～

★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

廃ﾌﾟﾗ破砕	130.3t/日
廃ﾌﾟﾗ溶融	2.4t/日
廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包	204.3t/日
紙くず破砕	52.8t/日
紙くず圧縮梱包	166.58t/日
紙くず焼却	4.8t/日
木くず破砕	328.9t/日
木くず焼却	4.8t/日
繊維くず破砕	41.8t/日
繊維くず圧縮・梱包	17.8t/日
動残発酵	3.5t/日
動残焼却	4.8t/日
金属くず破砕	81.6t/日
金属くず圧縮	4.3t/日
ｶﾞﾗ陶破砕	482.8t/日
がれき類破砕	480.0t/日

高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～
ごみやさん ゴー
0120-5383-50
URL：http：//www.eco-hiruma.co.jp/

「とうきょうさんぱい」　通巻第三〇八号　平成二十八年四月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

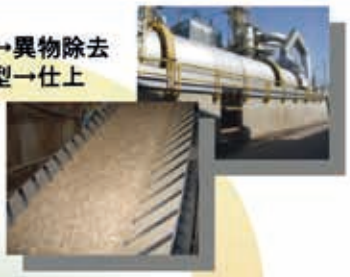

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667